

自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進

- **インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、障害のある幼児が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人一人の「生きる力」を培う教育の充実を図る。**

努力事項

- 1 一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実と資質・能力の確実な育成
- 2 共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む交流及び共同学習の推進
- 3 校種間及び関係機関等との切れ目ない支援の充実

具現化のための取組

- 1 ○ **全教職員の取組による特別支援教育の充実**
 - ・ 園長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター等を中心とした園内支援体制の強化と園内委員会の計画的・継続的な実施
 - ・ 特別支援教育巡回相談の効果的な活用
 - ・ 担任と特別支援教育コーディネーター等の横のつながりを意識した連携・協力の強化
 - ・ 全ての教師の特別支援教育に関する資質の向上を図るための研修の実施
- **幼児教育施設における指導・支援の充実**
 - ・ 分かりやすい指導の工夫と全ての幼児が安全・安心に過ごすことができる多様性を尊重した集団づくりの推進
 - ・ 活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫
 - ・ 本人及び保護者等との合意形成に基づく合理的配慮の決定・提供
 - ・ 教育的ニーズのある幼児の「個別の（教育/保育）支援計画」及び「個別の指導計画」の作成及び活用
の推進
- 2 ○ **積極的な社会参加につながる交流及び共同学習の充実**
 - ・ 教育課程への位置付け、ねらいや内容を明確化した共同学習の工夫及び適切な評価の実施と計画の見直し・改善
 - ・ 交流及び共同学習の計画的、組織的な実施
- 3 ○ **「個別の（教育/保育）支援計画」を活用した校種間及び関係機関との連携の強化**
 - ・ 校種間（保・幼・小・中・高・特）における確実な引き継ぎ

別添2参照

別添1参照



令和3年3月8日付け特教第1197号

【個別の教育支援計画活用ガイドブック】

小学校においても必要な合理的配慮が提供され、充実した学校生活を送れるよう、5月末日までに引継ぎを

- ・ 家庭・地域及び関係機関（医療機関や放課後等デイサービス事業所等）との連携の強化

- **関係機関間の連携・協働組織の構築及び特別支援教育推進リーダーを活用した地域ネットワークの形成**

幼児教育施設における特別な配慮を必要とする子どもの 【個別の（教育/保育）支援計画】の作成について

1 「個別の（教育/保育）支援計画」とは

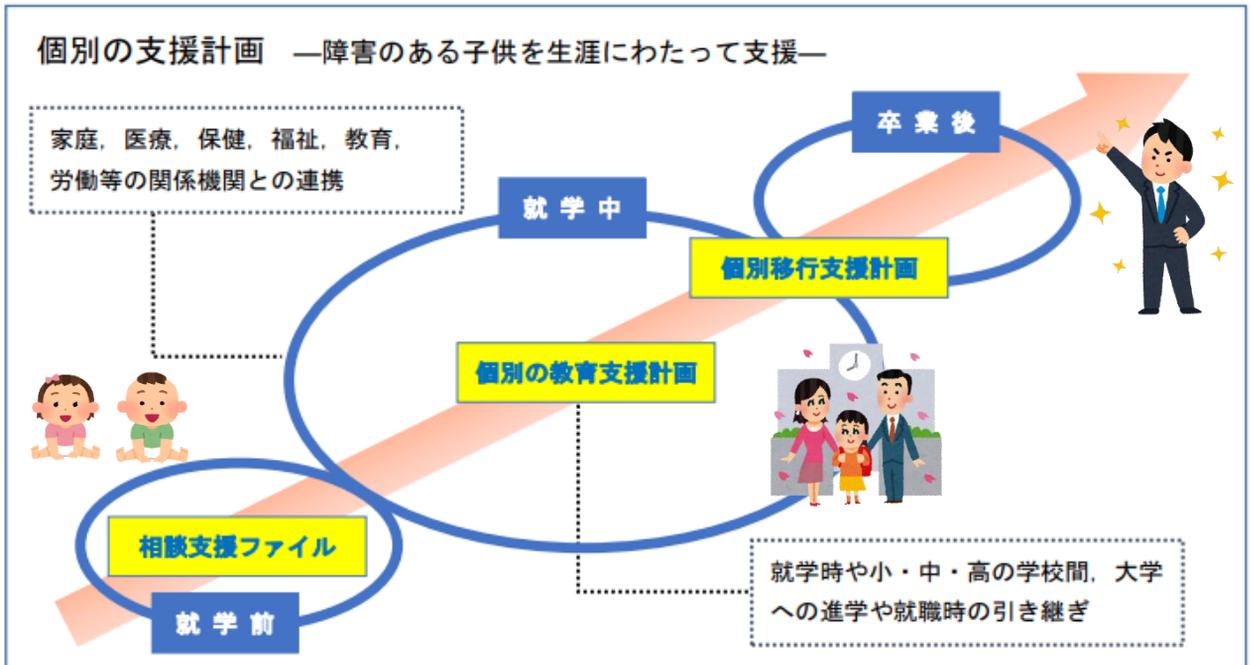
- 障害者基本計画における個別の支援計画のうち教育機関が中心となって策定する計画
- 長期的な視点に立った幼児期から学校卒業後までの一貫した支援（学校・家庭・地域生活）

2 作成の意義

- 現在行われている支援を次の教育機関等へ引き継ぐためのツール
- 家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携する際の情報共有ツール

3 活用の有用性

- 就学時、小・中・高・特の学校間、卒業時（進学・就職）における確実な引継ぎの促進
- 特別支援教育の着実な推進のために「個別の（教育/保育）支援計画」の作成率向上・活用促進は重要な視点



個別の（教育/保育）支援計画に記載する内容

- ①本人の基礎情報（プロフィール）
- ②本人・保護者の願いと支援の方針
- ③園における合理的配慮
- ④関係機関等による具体的な支援内容

※園、幼児等の状況を踏まえて、作成や活用しやすい様式を用います。

※本人・保護者と合意形成を図り、同意を得て作成します。

『個別の教育支援計画活用ガイドブック』
（茨城県教育委員会HPより）

個別の教育支援計画作成率向上に向けた取組

未作成の幼児教育施設を訪問し、個別に支援を実施

作成状況について、未作成の幼児等がいる幼児教育施設を訪問し、個別の（教育/保育）支援計画作成の意義等の説明を行い、職員・保護者の理解促進を図る。

2024末

作成率
100.0%

1 目的

幼児教育施設、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校等（以下、「学校等」という。）の要請により、障害のある幼児児童生徒（以下、「児童等」という。）や教員等に対して必要な助言・援助を行ったり、保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各県立特別支援学校の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことで、特別支援教育の充実を図る。

2 実施校

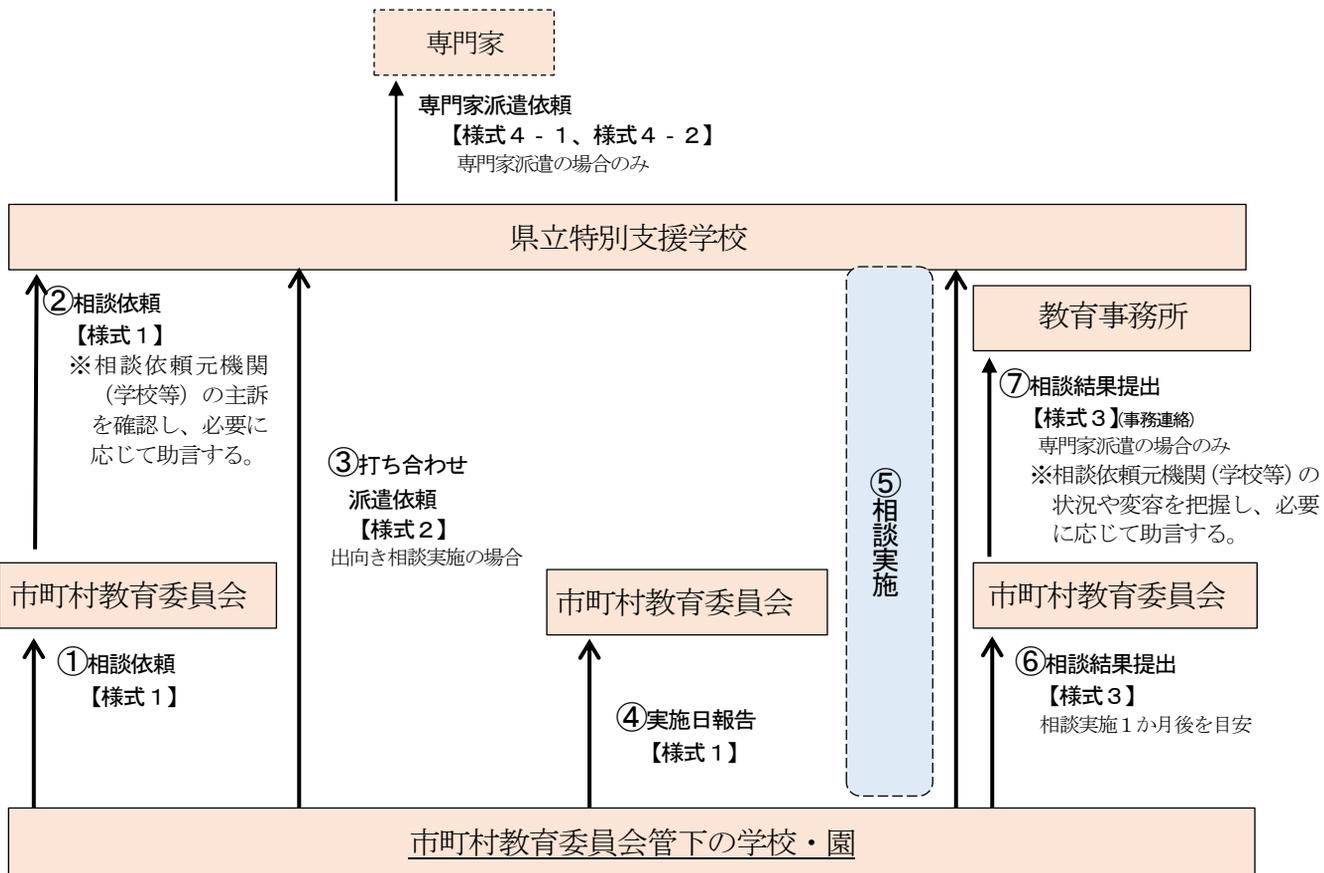
県立特別支援学校23校

3 実施手続き

特別支援教育巡回相談の手続き等

市町村教育委員会管下の学校・園の場合

手続き等は、①～⑦の順に行う。



4 内容

- ・巡回相談員が学校等からの要請に応じて児童等の実態把握や、指導内容・方法等について助言を行う。
- ・相談内容によって特別支援教育に関する専門家の助言・援助が必要な場合には、特別支援学校が専門家に派遣を要請し、相談を行う。